



## 遵 守 事 項

1. 提供を受けた資料は、ケアプラン作成のための参考資料としてのみ使用すること。この場合に、サービス担当者会議（ケアカンファレンス）で使用するために提供資料を複写した時は、会議終了後は責任を持って回収し、廃棄すること。
2. 提供を受けた資料に記載されている個人情報について、第三者への提供を行わないこと。（上記1.に定める使用の場合を除く。）
3. 提供を受けた資料の複写及び複製を行わないこと。（上記1.に定める使用の場合を除く。）
4. 提供を受けた資料を紛失しないように厳重に管理すること。
5. 市長から提出資料の返還を求められた時は、速やかに返還すること。
6. 提供を受けた資料は、必要が無くなった時は、确实かつ速やかに廃棄すること。

《注意》 上記の遵守事項に違反した場合、以後の資料提供が受けられなくなります。